

公益社団法人飛騨市シルバー人材センター個人情報保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人飛騨市シルバー人材センター（以下「センター」という。）における個人情報の適正な取り扱いに関する基本事項を定めることにより、センターの事業の適性かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合体であつて、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、その他個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ センターが開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(センターの責務)

第3条 センターは、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報

(利用目的の特定)

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて変更してはならない。

(利用目的による制限)

第5条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、取り扱ってはならない。

- 2 解散その他の事由により他のセンター等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(適正な取得)

第6条 個人情報、利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 次に掲げる個人情報は、取得してはならない。

- (1) 思想、信条及び信教に関する情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（電子的方式等その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務に支障を及ぼすおそれがあるとき

第3章 個人データ

(個人データの適正管)

第8条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 個人データが、利用目的に関し保存する必要がなくなった場合、確実かつ速やかに破棄又は削除するものとする。

(委託に伴う措置)

第9条 個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な措置を行うものとする。

(提供の制限)

第10条 個人データは、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 利用目的達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 解散その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
 - 3 前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第4章 保有個人データ

(開示)

- 第11条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
 - (2) センターの業務の適切な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示の申し出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示することができる。
- 3 保有個人データの開示又は不開示の決定は、本人に対し、遅滞なく行うものとする。

(訂正、追加、削除、利用停止)
- 第12条 保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係るデータの訂正、追加、削除又は利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申し出をした者に対し、遅滞なく通知するものとする。

第5章 組織及び体制

(個人情報保護責任)

- 第13条 センターは、個人情報の適正な取り扱いに関する事務を総括する者として、個人情報保護責任者を置くものとする。
- 2 個人情報保護責任者は、事務局長とする。

3 事務局長は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。

4 事務局長は、職員のうちから担当者を指名し、この規程により処理することとされた個人情報の適正な取り扱いに関する事務を行わせることができる。

(苦情の処理)

第14条 センターは、個人情報の取り扱いに関する苦情（以下「苦情」という。）について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(職員の義務)

第15条 センターの職員又は職員であった者は、業務上知り得た内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した職員は、その旨を個人情報保護責任者に報告するものとする。

3 個人情報保護責任者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告し、適切な措置をとるものとする。

(啓発等)

第16条 センターは、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発等を行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年10月4日から施行する。